



埼玉県報

第 2 4 5 9 号
平成 2 5 年 1 月 1 8 日
金 曜 日

目 次

告示

- [自衛官の募集に関する告示\(地域政策課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [さいたま都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [河川区域の指定\(水辺再生課\)](#)
- [桶川市坂田西特定土地区画整理組合の役員の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [聴聞の実施\(建築安全課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [裁決手続開始の決定\(収用委員会事務局\)](#)
- [裁決手続開始の決定\(収用委員会事務局\)](#)

告 示

埼玉県告示第五十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成二十五年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 募集種目

自衛官候補生（男子）

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

平成二十五年一月二十一日から二月十二日まで

五 入隊時期（採用予定月）

平成二十五年三月及び四月

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成二十五年二月十五日（金）

平成二十五年二月十六日（土）

平成二十五年二月十七日（日）

ロ 試験場の位置及び名称

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和

区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八 八三一 六〇四

三) 及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS 1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八 六五一 二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四 二九二三 四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八 四六六 四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八 五二二 四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四 二二二 六一五七)

告 示

埼玉県告示第五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人きらきら星
- 三 代表者の氏名
牧田 希代子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県富士見市ふじみ野東一丁目十五番地三 五〇三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く児童や障害児・者を対象に介護事業等を行うとともに、地域と社会の福祉増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 NAKED HEART SPORTS
- 三 代表者の氏名
米橋 慶子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県新座市片山一丁目三番九号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、スポーツに関する事業を行い、地域住民の健康促進及びスポーツの振興・発展、青少年の健全育成、交流、豊かな高齢化社会の創造及び豊かなまちづくりを目標とし、健康で文化的な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人エンジヨイ・パートナーほっと
- 三 代表者の氏名
下里 晴朗
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県桶川市若宮二丁目三十二番五号桶川若宮ヤマトビル一〇一号室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害のある方、高齢者に対し、生活に関わる介護、支援サービス提供を行い、その方たちが自立し、自分なりに楽しく豊かに暮らせ、ほっと安心のできる社会を目指し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六十二号

さいたま市からさいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六十二号

利根川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県熊谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 河川の名称

福川

二 指定に係る河川区域の存する区間

福川調節池

左岸 深谷市西島字外谷田九十五番一地先から同市西島字外谷田八十七番二地

先まで

三 指定に係る河川区域

関係図書の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

告示

埼玉県告示第六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により
桶川市坂田西特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、
次のとおり公告する。

平成二十五年一月十八日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

飯島 登 埼玉県桶川市大字坂田百七十二番地

飯島 弘 埼玉県桶川市大字坂田百七十七番地

岡地 優 埼玉県桶川市大字坂田十六番地

小沢 昭利 埼玉県桶川市大字坂田九十五番地

加藤 力 埼玉県桶川市大字坂田千五百五十八番地

小林 重美 埼玉県桶川市大字坂田二百十九番地

齋藤 博 埼玉県桶川市大字坂田千三百六十七番地の一

笹代 正夫 埼玉県桶川市大字坂田百十九番地の九

佐藤 和則 埼玉県桶川市大字坂田二百四十五番地の二

篠崎 和美 埼玉県桶川市大字坂田東二丁目五番地の二

相馬 誠一 埼玉県桶川市大字坂田十八番地

高橋 榮四郎 埼玉県桶川市大字坂田百六十番地の七

高柳 定吉 埼玉県桶川市大字坂田千三百八十三番地

高柳 哲夫 埼玉県桶川市大字坂田千三百八十六番地

甘楽 正夫 埼玉県桶川市大字坂田百十九番地の六

町田 賢司 埼玉県桶川市大字坂田千三百九十九番地

町田 光藏 埼玉県桶川市大字坂田千四百一番地

町田 英世 埼玉県桶川市大字坂田二十五番地

就任した理事の氏名及び住所

飯島 登 埼玉県桶川市大字坂田百七十二番地

梅原 美男 埼玉県桶川市大字坂田千三百三十一番地の八

岡地 優 埼玉県桶川市大字坂田十六番地

小沢 昭利 埼玉県桶川市大字坂田九十五番地

加藤 修 埼玉県桶川市大字坂田二百四番地

加藤 辰雄 埼玉県桶川市大字坂田千四百四十五番地

加藤 力 埼玉県桶川市大字坂田千五百五十八番地

町田	町田	甘樂	高柳	相馬	篠崎	佐藤	笹代	齋藤	小林	加藤
英世	賢司	正夫	哲夫	誠一	和美	和則	正夫	博	重美	義明
埼玉県桶川市大字坂田二十五番地	埼玉県桶川市大字坂田千三百九十九番地	埼玉県桶川市大字坂田百十九番地の六	埼玉県桶川市大字坂田千三百八十六番地	埼玉県桶川市大字坂田十八番地	埼玉県桶川市大字坂田東二丁目五番地の二	埼玉県桶川市大字坂田二百四十五番地の二	埼玉県桶川市大字坂田百十九番地の九	埼玉県桶川市大字坂田千三百六十七番地の一	埼玉県桶川市大字坂田二百十九番地	埼玉県桶川市大字坂田七十番地

告 示

埼玉県告示第六十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十五年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十五年 二月五日午後 一時三十分	株式会社テク ノビルド	代表取締役 野村 俊彦	埼玉県さいたま市 桜区下大久保九百 四十五番地一

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番二号

衛生会館 五二一会議室

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年一月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年一月九日

指令川建セ第二四 五四一号

二 検査済証番号

平成二十五年一月十一日

川建セ第二四 九八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字奥田字中二一八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市大沼五丁目一三六番地二

岡崎 真一

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十五年一月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第五号	指定番号
建築基準法 第四十二号 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
平成二十四年 十二月二十八日	指定の年月日
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏字河原町三二五九番二 から 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏字河原町三二七二番二 まで	指定に係る道路の位置
一三三・〇〇	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
二五・〇〇 三二・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年一月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年十二月二十日

指令越建セ第二三〇〇七八一号

二 検査済証番号

平成二十五年一月十六日

越建セ第五二二一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前字前原百八十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市米島八百十八番地三十

特定非営利活動法人たねまき 理事長 高野路子

告 示

埼玉県教委告示第四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年一月十八日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 日時

平成二十五年一月二十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令について

ロ その他

告示

埼玉県収用委員会告示第一号

平成二十五年一月九日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十五年一月十八日

埼玉県収用委員会会長 加村 啓 二

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十四年度第二号

二 起業者の名称及び住所

国土交通大臣 太田昭宏

東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 廣瀬博

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

三 事業の種類

一般国道四六八号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・埼玉県桶川市大字上日出谷字殿山地内から同市大字五丁台字上地内まで）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県桶川市大字上日出谷字殿山

地番 七六二番四

地目 登記簿 畑

現況 雑種地

面積 登記簿 八十二平方メートル

実測 八十二・五一平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 八十二・五一平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

氏名 長島しの

住所 埼玉県桶川市大字上日出谷七六十番地の一

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所、権利の種類

氏名 有限会社高橋青果

代表取締役 高橋辰二

住所 埼玉県桶川市大字上日出谷八四四番地の十五

権利の種類	氏名	住所	権利の種類
賃借権	桶川市	桶川市長 岩崎正男	
		埼玉県桶川市泉一丁目三番二十八号	使用借権

告 示

埼玉県収用委員会告示第二号

平成二十五年一月九日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十五年一月十八日

埼玉県収用委員会会長 加 村 啓 二

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十四年度第四号

二 起業者の名称及び住所

埼玉県

埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一五番一号

三 事業の種類

桶川都市計画道路事業三・三・二九号加納線

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

1 土地の所在 埼玉県桶川市大字加納字笹原

地 番 一〇三番二

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 登記簿 一五八平方メートル

実 測 一五六・一三平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 一五六・一三平方メートル

2 土地の所在 埼玉県桶川市大字加納字笹原

地 番 一〇三番六

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 登記簿 一三八平方メートル

実 測 一四〇・六四平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 九三・四八平方メートル

3 土地の所在 埼玉県桶川市大字加納字笹原

地 番 一〇三番七

地 目 登記簿 畑

現 況 畑

面 積 登記簿 四九平方メートル

実 測 五〇・二八平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 四八・五二平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

氏 名 岡安伸浩

住 所 東京都中野区中央五丁目四一番二号

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所、権利の種類
なし